

宮城県 第2回「環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム
～一時保管が続く稲わらなどの安全な処理に向けて～」
平成27年5月29日

司会：それではお時間になりましたので、これより「第2回環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム」を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます環境省東北地方環境事務所の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。本日は平日のお忙しい中、本フォーラムにご参加いただきまして誠にありがとうございます。開会に当たりまして、環境省の指定廃棄物対策担当参事官の室石よりご挨拶をさせていただきます。

室石参事官：みなさんこんばんは。環境省の室石と申します。まず始めに、東日本大震災で被災された皆さまに改めてお見舞いを申し上げます。また、東京電力の福島第一原子力発電所の事故に伴って放出されました放射性物質の影響によりまして、未だ大変なご苦勞をおかけしているということを政府の一員として改めてお詫びを申し上げます。本日のテーマであります指定廃棄物でございますが、地元の方々のご理解が得られるようにひとつひとつ丁寧に説明していきたいと環境省としては考えております。宮城県の指定廃棄物については、詳細調査の候補地として三カ所、三市町が上がっておりますが、やはり県全体の課題としてお考えを頂きたいとも思っております。こういったことから県民の皆さまには直接ご説明をし、ご質問やご意見について私ども直接お応えする場ということで、こういったフォーラムを開催させていただいている、ということでございます。4月5日に第1回目を行いまして、私も参っておりますが、さらに多くの皆さまにご説明をし、ご意見ご質問をお伺いするという趣旨で、今般2回目のフォーラムを開催させていただきました。本日も前回フォーラム同様に、まず私どもの方からご説明をいたします。前回頂いたご質問を踏まえた概略についてご説明を行った後、意見交換の時間を取らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではありますが、これを挨拶とさせていただきます。

司会：それでは登壇者のご紹介をさせていただきます。まず環境省から、ただいまご説明をさせていただきました指定廃棄物対策担当参事官の室石でございます。

室石参事官：よろしくお願いいたします。

司会：指定廃棄物対策担当参事官室の課長補佐の山崎でございます。

山崎補佐：山崎と申します。よろしくお願いいたします。

司会：続きまして、国の指定廃棄物処分等有識者会議の座長を務めていただいております公立

鳥取環境大学客員教授の田中座長でございます。

田中座長：田中です。どうぞよろしく願いいたします。

司会：同じく有識者会議の委員を務めていただいております国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究センターの木村委員でございます。

木村委員：木村です。よろしく願いします。

司会：また、本日この他に、同じく有識者会議の委員の国立研究開発法人防災科学技術研究所研究員の谷委員も出席予定ですが、別のご予定のため少し遅れて出席予定でございます。

ここで本日の進め方について簡単にご説明いたします。本日のフォーラムは2部構成としております。第1部は登壇者の皆さまによる説明です。具体的には、環境省から指定廃棄物に関する全般的な説明を行うほか、有識者会議委員の方々からこれまでの有識者会議の取り組みの状況や、科学的・技術的な観点を踏まえたご説明をいただく予定でございます。

時間は合わせて60分程度を予定しております。第2部は会場の皆さまからご意見、ご質問などをいただき、登壇者がお答えする意見交換を行う予定でございます。全体の時間の目安としまして、最大で2時間程度を予定しておりますので、皆様のご協力をよろしく願いいたします。なお本日のフォーラムはマスコミの方々もご出席いただいております。

フォーラムの開催中は全て撮影可能としております。会場の皆さまにおかれましては、あらかじめご承知おきいただきますよう、よろしく願いいたします。また環境省におきましても、本日の開催の映像を記録し、後日議事録を公開するとともに、今後の広報活動に活用させていただく予定でございます。その際にはご参加の方々のお顔が写らないように撮影するなど、プライバシーには十分配慮させていただきます。こちらにつきましても併せてご承知おきくださいますよう、よろしく願いいたします。最後にもう一点、お手元に配布いたしました資料の確認をさせていただきます。入口でお渡しいたしましたこちらの封筒の資料についてですが、封筒からお出しいただき、確認いただければと思います。

一つとしまして、宮城県第二回環境省と考える指定廃棄物課題解決に向けたフォーラムなどが書いてありますホッチキス留めの説明資料でございます。もう一つが、「指定廃棄物の課題解決に向けて」と書いてありますA4縦長のパンフレットでございます。最後に、参加者の皆様からアンケートを頂きたいとしております。A4、1枚のアンケート用紙を同封してございます。お手元の資料で不足があります方につきましては、手を挙げていただきまして、係員のほうでお持ちいたします。大丈夫でございますでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは早速ですけれども、第1部に移ります。環境省指定廃棄物対策担当

参事官室課長補佐の山崎補佐からご説明いたします。

山崎補佐：山崎です。本日はよろしくお願いいいたします。それでは早速資料の説明をさせていただきますが、20分から30分ほどの時間を考えておりますので、座ったままで失礼させていただきます。そして、一つ申し訳ないのですが、一部の方に、こちらの資料ですが、このように縦開きになるところが、じつは反転にしてコピーしてしまっている方が一部いらっしゃいまして、非常に読みづらい状況になっておりますことについてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。それでは早速資料の説明の方に入らせていただきます。まず今回、資料の工程でございますけれども、まず大きく分けて4つテーマがございます。1つ目は、指定廃棄物とは何かということについてご説明させていただきます。その次に、この章では、この指定廃棄物をどのように今保管されていて、どうやって処理していくのかという点について説明申し上げます。次に、長期管理施設の詳細調査候補地の選定プロセス。これ平成26年に加美町、大和町、栗原市の3カ所で提示したわけでございますが、この選定プロセスがどういうプロセスだったのかというのを説明いたします。また本日2回目ということもございまして、前回のフォーラムで頂いたご意見を基に、こういった資料があるほうがわかりやすいのではないかと、4つ目に付けてございます。本日2回目ということもあって、前回も参加された方がいらっしゃるかと思います。この1番から3番までの項目につきましては前回と共通でございますが、本日初めての方もいらっしゃいますので、繰り返しになりますけれども、ご了承いただければと思います。では始めに、指定廃棄物とは何かというところから説明させていただきます。指定廃棄物は平成23年の3月に起きた原子力発電所の事故によって放射性物質が放出されまして、これが風に流れて外に散らばった。特にこの中で一番問われたのが放射性セシウムということで、これが稲わらなどに付着した結果、いろいろなところで廃棄物が発生しております。この図をご覧くださいれば、どのようなものが発生しているというのがわかっていただけるかと思います。まずは、稲わらとか、積み上げてたものに付着したもの。そして、あとは川に流れ込んだものが、例えば下水道とかに流れ込んで、下水処理場で汚泥というかたちでこしとられて濃縮される、または一般の廃棄物に付着していたものが、ごみ焼却場で、クリーンセンターとかの中で、焼却灰の中で濃縮されて溜まる。また、川に流れ込んでいるものが、こういう川から取水をしているのですが、この中で水道水を作るために浄水施設とか、そういう処理過程において、水の中に含まれている不純物を取っていく過程で濃縮されて発生したものが、浄水汚泥の中にも濃縮されて溜まっているというかたちで、い

ろいろなものが発生しています。この中で、とくに1キログラムあたり8,000ベクレルという数字、このレベルを超えたものを、環境大臣が指定したものを、指定廃棄物と呼んでおります。次に、宮城県では8,000ベクレルを超える廃棄物というのは、どれぐらいあるのかといいますと、先ほど説明した中ですと特に浄水発生土とか、農林業系副産物とか、稲わらとかは、今までは再利用ということを行っていたんですが、そういったものが放射能に汚染されたことによって、できなくなって、溜まっているもの。こうしたものが約5,000トンございまして、合計で宮城県内では8,000ベクレルを超える廃棄物は6,000トンあります。大半が8,000から30,000ベクレルという数字でございまして、次に、「指定廃棄物とは」。これはよく皆さまがご心配のこととございまして、原子力発電所とか、こういう原子力施設から発生する放射性物質というものと、非常に混同されている方がいらっしゃいまして、例えば原子力施設から出る制御棒とか、使い終わった燃料とかをガラス固化したもの、こういった放射性廃棄物ですと、右側の図をご覧くださいと思いますが、例えばベクレル数でいくと10兆ベクレルとか、こういうようなレベルになります。しかし今回、この長期管理施設で保管することを考えているものとしては、高いものでも10万ベクレル程度ということですので。この辺につきましましては、このグラフで表すと、原子力施設から発生する放射性廃棄物に比べると低いということになります。また、指定廃棄物の放射能というのは時間とともに減少していくわけとございまして、半減期というものがございまして、今回対象とを考えている、指定廃棄物の中に含まれているものは放射性セシウムとございまして、これには2種類とございまして、セシウム134と137です。このセシウム134につきましましては半減期が2年で、セシウム137につきましましては半減期が30年ということとしまして、その時間の中でどんどん半分になっていくこととございまして、次に、ではこの指定廃棄物は現状でどうかたちになっていて、今後どうしているのかに移らせていただきます。まず宮城県内では30カ所以上に一時保管がされている。これは農家の敷地の中で、ビニールハウスの中で保管をしていたりとか、フレコンバックといわれる袋の中に、稲わらとかたい肥とかそういうものを入れて保管をしている。また、テントの中で保管をしているという状況とございまして、またこれにつきましましては、保管状況、適切に安全な状態で管理されているかどうかという点につきましまして、環境省の職員が定期的に保管場所を確認するという作業も行なわれているところとございまして、しかしながら、この保管の状況も普通の状態であれば、保管のためのガイドラインというものを作っております、それに基づいて徹底的に管理されていけば、普通の状態であれば大丈夫

ですけれども、やはり大規模な台風ですとか竜巻ですとか、そういうとても強い自然災害につきましても、やはり脆弱性は否めないということで、一時保管を長期間にわたってするというのは、必ずしも適切ではないのではないかと考えてございます。我々のほうでは、長期管理施設に入れたいと考えております。これは一時保管をされている方の声として聞き取ったものでございますけれども、やはり農家の敷地の中にあたりしますから、とにかく早く撤去してほしいとか、保管が長期化して、自然災害に対してちょっと恐れを感じているというものとか、保管場所が火事になったらどうするかとか、屋根の中に入っても屋根に穴が空くのではないかとといったような、さまざまなご心配の声を聞いているところでございます。そこで、これら県内に30カ所以上に分散して保管されている指定廃棄物を、県内1カ所に集約して処理をするということで、長期管理施設を設置しようということで、これまで議論を重ねてきた。この施設は国がしっかりと管理をすることで、指定廃棄物を安全に管理していこうということでございます。また指定廃棄物の長期管理施設に運びこんだものにつきましては、まずは県内処理でございますので、他県の指定廃棄物は持ち込むことはありませんということを申し上げておきます。また、これにつきましては、汚染対処特措法という法律がございますけれども、こちらの法律に基づく基本方針というのを定めています。その中でも、各県で保管されている廃棄物につきましては、各県内で処理をするということが明記されてございます。また、宮城県の長期管理施設の必要面積というのは2.5ヘクタールということで場所を探してきたわけでございますが、それはもう宮城県内で保管されている廃棄物の量を基に計算したものでございまして、よそのものは入る余裕は全くないということで、よその県のものを持ち込むということはないという点でご理解いただければと思います。次にこれは、一時保管という状態のものをどのように処理をしていくのかという、処理の流れを図にしたものでございます。一時保管された状態のもので、まずはすでに焼却灰になっているものとか浄水発生土とか、そういう処理をしなくていいものを、また、燃えないものはそのまま、長期管理施設の方に運び込むということでございます。また、稲わらとか燃えるものについては焼却してから、長期管理施設の方に運び込む。また焼却炉につきましては、長期管理施設と同じ敷地内に設置することを考えているところでございます。次に、長期管理施設に建設する、と申し上げました焼却についてですが、こちらにつきましてはまず焼却ということで、皆さんにやはり安全性についてご心配されるかと思っておりますけれども、まずは高性能の排ガス処理装置ということで、バグフィルターといった、放射性物質を除去するものを考えております。

これは主にダイオキシン対策とかで効果があったものでございますけれども、これは放射性セシウムについても、ほぼ完全に除去できるものでございます。また定期的に排ガスをモニタリングすることによって、しっかりと機能が果たされていることを確認して、結果もホームページで公開することを考えているところでございます。続きまして排ガス処理設備によるセシウムの除去率。これは、実際に福島で放射能に汚染された廃棄物を焼却してございますが、こちらのほうで実際にバグフィルターによるセシウム除去率の状況について調査した結果でございますが、ほぼ完全に除去できているということが言えるかと思えます。続きまして、では焼却炉以外の長期管理施設の本体がどのようなかたちの構造かと申し上げますと、躯体につきましては先にこちらの絵をご覧くださいと思います。まずはコンクリート二重構造の堅固な施設でございまして、この中で、特にコンクリート二重構造の間には管理点検廊というものをここに設けまして、その中に人が入って、自然災害の後とか、そういうときには点検ができるようにする計画でございます。また、コンクリートの蓋をした上に、放射性セシウムの食い止めをしやすいタイプのベントナイト混合土というもので覆いをした上で、さらにその上に覆土をかぶせます。この覆土の厚さは合計で1メートルぐらいを考えていますが、こうしたかたちでしっかりと施設を作っていくことを考えているところでございます。また管理にあたっては、定期的な点検とか必要に応じた補修、また敷地周辺の空間線量率とか、地下水の水質の状況とか、そういったものをしっかりとモニタリングをして、結果を公表するというかたちで、安全対策を講じる計画を考えております。その次に、長期管理施設のどこに作るのかということで、まずは詳細調査を実施するための候補地というのを提示したわけでございます。ではその詳細調査を実施する候補地というのはどのように選定しているかという、選定の流れについてお話しさせていただきます。この選定の順序につきましては、まず2つの会議を設置いたしました。本日もその有識者会議の中から3人の先生方に来ていただいておりますが、1つ目は、科学的・技術的な観点から検討を行うために、環境とか地質とかさまざまな分野からなる有識者会議を国の方で設置いたします。また、県内の全ての市町村長と県知事、また国のほうからも副大臣が出席するというメンバーで、市町村長会議を開催して検討をしてみたいと思います。まず有識者会議で、その施設の構造をどんな構造にするのかとか、どのように施設の安全性を確認していくのかといったもの、また選定の手法としてはどういったものがあるのかというのを議論をしていって、それを市町村長会議の方で報告をしてご意見を伺う。その頂いたご意見については、市町村会議にフィードバックすると

いうように、キャッチボールをしていくかたちで、市町村会議と有識者会議を並行して開催して、その中で選定基準というのを決めてまいります。その中で第1回から第4回にわたって市町村会議を開催して、平成25年11月に第4回宮城県市町村長会議の会議の中で、宮城県における候補地選定手法というのが確定いたしました。その確定した選定手法の中身について今からご説明申し上げます。まず選定のプロセスといたしましては、最初に対象とする土地は国有地、県有地を対象にすると。ただし安全の観点から避けるべき地域をあらかじめ除外するというので、自然災害を考慮してあらかじめ除外をるところということで、地すべりとか斜面崩壊、そういった地形がみられる場所とか、活断層の直上を避けるという観点から、活断層の周辺のエリアを除外するとか、あと、津波の浸水被害エリアといったものをあらかじめ除外するというかたちで、自然災害を考慮してあらかじめ除外すべき地域というのを設定しています。また、自然環境を特に保全すべき地域ということで、国立公園とか県立公園でも特別地域になっているところは除外する。さらに史跡・名勝・天然記念物、こうした類のものでございまして、移設できない寺社仏閣とか、そうしたものにつきましては、あらかじめ除外するというようなことを考えています。次に、あらかじめ除外されているうち残った中で、さらに宮城県では宮城県独自のルールとして、観光に配慮してほしいというご意見が市町村長会議の中でございまして、観光地をあらかじめ除外するというので、観光地といたしましては、県庁の統計の中で、年間に見込み客数50万人以上とか、温泉の周囲とか、そうしたものをあらかじめ除外するというのでした上で、その必要面積を確保できるなだらかな土地を抽出するというので、宮城県では2.5ヘクタールという面積でございまして、この2.5ヘクタール、小学校よりは大きいかなというぐらいの、小学校2つ分ぐらいの大きさですけれども、そういった大きさの土地を選ぶということでございます。さらにこうして抽出された点について、複数そうした土地が抽出されるのでございますが、それについてどうやって最後絞り込んでいくのかといいますと、大きく分けて3つの評価項目を用いて評価を行います。1つ目は住居のある集落と候補地の間の距離が離れていれば離れているほど、点数は高くなる。また水源についても考慮するというので、地下水を取水している井戸とか、川から取水している取水点とか、こうした距離というものの、離れていれば離れているほど点数は高くなる。また、国立公園とか自然環境の特に保全すべき地域というのはあらかじめ除外していますが、さらに残った中でも、やはり自然に配慮しようということで、植物の存在と高い相関性がある植生自然度という指標を用います。例えばこの植生自然度が10というのは原生林と

かそういったもので、1 というのは市街地のすでにいろいろ開発されているようなものでございますが、この植生自然度が高ければ高いほど、点数としては低くなるといった形で評価方法を定めています。この他、有識者会議で議論した中では、指定廃棄物の保管状況というのも評価項目に加えるという案もあったのでございますが、これは宮城県の市町村長会議で、評価項目に加えるのはやめてくれというような声もあったことから、指定廃棄物の保管状況というのを考慮するのは宮城県では行っていない。別の県ではここは考慮しておりますが、宮城県では行なわないということでございます。その選定手法に基づいて選定した結果を、平成 26 年 1 月に市町村長会議をまた開催しまして、その場で公表した。ここで栗原市、大和町、加美町の 3 カ所の候補地を提示したということでございます。また、その候補地を提示した後、我々環境省と、宮城県と、この候補地が所在する 3 市町村での会談を 4 回ほど開催しまして、また、詳細調査候補地の現地視察も行っております。この写真に見えるのは栗原のときの写真でございます。その後、詳細調査に入るわけですが、まず詳細調査につきましては、平成 26 年 7 月に詳細調査を実施したいということで、県知事に対して、詳細調査の実施について市町村長に意見を取りまとめていただいた。その上で 8 月に市町村長の総意として詳細調査を受け入れることを、県としては表明するというので、その後詳細調査に具体的に入ります。またここでは、すぐに文献調査とか、そういったものからスタートしたのでございますが、この後、ボーリング調査とか、そういった詳細な地質調査にはまだ入れていない状況でございます。詳細調査はどういう目的で、どのようなことを行うのかという点でございますけれども、まず、施設を建設するに当たって、安全面で支障がないかどうかというのを確認する。また実際に施設の設置というか、事業の実施が可能かどうか。例えばアクセス道路があるのか、なければそれを建設することは可能かとか、そういったものも含めて事業実施の観点から確認するというのでございます。ではそれをどうやって確認するのかということでございますが、例えば、地表地質踏査と言って、現地を見て回って、地表面の様子、地質の様子、そういったものを把握する。またボーリングを掘って地下の状況を把握する。またさらに弾性波探査というものも行って、これは火薬とかハンマーとかで人工的な小さい地震を起こして、その反射の状況や波の伝わる状況から、地下の堅い地盤までどのくらい距離があるのかとか、ボーリング調査の結果を補完する観点から実施するものでございます。そうしたもので地下の様子を詳細に把握するという調査を考えているところでございます。詳細調査につきましては、ボーリング調査とかこうした仔細な現地調査に入りたいところでございます。

れども、それにつきましてはしっかりと丁寧な説明を今後も引き続き行って、詳細調査に入れるようにしたいと考えているということが、我々のスタンスでございます。次に、今回は2回目ですけれども、前回のフォーラムで頂いたご意見を踏まえて、資料で説明をした方がいいのではないかとこの点について整理させていただきます。まず、前回の会議では、どういう形で選定を行ってきたのかというのを、より詳細に知りたいというご意見でございましたので、ここは、選定プロセスの中で絞り込んでいく過程を、詳細に説明した資料を用意いたしました。まず先ほどの説明の中で、あらかじめ除外すべき地域を設定して、そこは除外していくと。地すべりの地形のところとか、斜面崩壊のおそれのあるところとか、津波浸水区域とか、そうしたものを除外するという話をしましたが、ここに書いてあるとおり、じつはその項目としては9項目でございます。ここに列挙してある、先ほど申し上げたもの以外に土石流とか、洪水とか雪崩とか、火山噴火とか、そういったものを考慮している。さらにこれをどういう形で除外していくのかと申しますと、評価に用いるデータは、既存の知見で地図情報としては、デジタルデータで整備されるようなものを活用しようと考えました。それでGISというコンピュータソフトを使って、あらかじめ除外する地域を設定して、対象である国有地、県有地からそうした恐れがある場所を除外する。そのほか、台風とか竜巻とか、大雨とか落雷とか、自然災害でも考慮すべきものも色々あるかと思えますけれども、こうしたものについてはほとんど設計の中で対応するというところで、あらかじめ除外するということはしておりません。次に、こちらの表は小さくて非常に見にくい表ですけれども、これは宮城県の選定手法の流れを書いているのですが、どのような土地を、どういうデータを用いて除外するのかというのが、あらかじめ出ています。このデータの中に書かれてあるものをあらかじめ除外するという形で決めております。ここに列挙してあるデータを用いて、あらかじめ除外するという作業を行います。先ほどGISというものをを用いてやりましたと言いましたが、これはどういう形かというのと、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、まず利用可能な国有地、県有地のデータから、あらかじめ除外すべき地域、例えば地すべり地形に関するエリアを除外する。また砂防指定地に該当するエリアというものも除外する。あと陥没という項目がありましたけれども、その中では、例えば昔鉱山だったところとか、地下採石場だったところのデータを除外するわけですが、こうしたものを除外していった残った所が、候補地の選定の対象となる場所に残っていくという形でございます。これにつきましては、それぞれどういう場所を選定したというのか、こちらのスライドであらかじめ除外するエリアとして、それぞれの項

目ごとに出たものが、レイヤーが示されています。これです。このレイヤーごとにどうい
うものがあるかにつきましては、ホームページの方でも確認していただけますので、また
時間があるときにご覧いただければと思います。次に、前回の会議の中では、水源への影
響について非常にご心配するという声がありました。こちらにつきましては、まず今回
の施設はコンクリート二重構造で、こちらの図を見ていただいたほうがわかりやすいかと
思いますが、コンクリート二重構造のしっかりした施設を建設すると。中から水を一切出
さないという施設でございます。さらに、今回コンクリート二重構造の施設を造った上で、
さらに地下水も定期的に外の観測井戸でしっかりとモニタリングをして、その結果も公表
すると考えているところでございます。まずは、水については、中から水は出ないという
ような施設を考えています。ただそうは言っても、例えば浄水場のすぐそばに、こういう
放射能に汚染された廃棄物を管理しているような施設があるといたしますと、やはり皆さん
不安に思うだろう、やはり心理的なものもあるだろうということで、安心の観点から、農
業用水とか水道用水の取水口、こうしたところからの距離を評価項目に入れるというよう
な手法もとっておりまして、その地点から遠いほど点数が高くなるというかたちで、評価
項目に加えて選定を行ったということでございます。また、こういうコンクリート二重構
造の施設でございますが、万が一ということはないのかというかたちで、災害に対する対
応を危惧する声も何点か聞かれます。これにつきましては、管理段階のお話ではございま
すが、まず搬入期間中、搬入期間後も含めて、仮に搬入期間中であれば、台風とか大雨と
か、そういった気象状況が悪いときには、作業を中止して防災対策をしっかり講じるとか、
管理段階に入りましても、地震が起こった後、施設およびその周辺をしっかりと確認して、
また、先ほどコンクリート二重構造の間に人が入れるというお話もしましたが、管理
点検廊から、コンクリートの亀裂といったものがないかというのを確認した上で、必要
に応じて補修等をするような管理を考えているところでございます。また前回の会議の中
で、8,000 ベクレルという数字が、指定廃棄物の 8,000 ベクレル以上のもは放射性廃棄
物ということでございますけれども、この 8,000 ベクレルという数字はどういうものなの
かとか、また、このレベルは 100 ベクレルと言うような数字もあるので、そっちを使うべ
きだったのではないのかというご意見もございます。これにつきましては、8,000 ベクレ
ルというのは廃棄物を安全に処理するための基準ということでございまして、これはもう
周辺の住民だけではなくて、廃棄物を取り扱っている作業員であっても、その追加被ばく
線量は、目安とされている 1 年あたり 1 ミリシーベルトという数字以下になるような、そ

ういったレベルで設定されておりまして、8,000 ベクレル以下のものにつきましては、通常の処理が可能と考えているところでございます。ちなみにお話の中で出た 100 ベクレルという数字は、放射性物質として扱う必要がないような、日常生活を送る中で存在していても安全な指標値ということで、クリアランスレベルという言葉がありますけれども、そういった数値であるということも、併せてご説明しておきます。また、コンクリートの耐久性、今回コンクリート二重構造というようなセリフを先ほどから何回も繰り返しましたけれども、コンクリートの構造物とはいえそんなに 100 年以上の長い期間もつのかというような、ご心配の声も聞いている所でございます。これにつきましては、まず、施設としては、100 年以上もつようなコンクリートの構造物を作ると考えているところでございます。コンクリートにつきましては、配合とかも考えることによって、長い間もつようにすることができますし、また、中に鉄筋とか鉄骨とかを入れますけれども、その鉄筋とかもライニングを施すとか、そうしたことによって 100 年以上もつようなものにすることは可能でございます。実際に、これはちょっと古い例ですけれども、小樽港の防波堤とかでは 100 年以上の時間が経過しても、まだ健全な状態にある。これはコンクリートの耐久性がどれぐらいもっているのか示したグラフがありますけれども。小樽港は当時設計した技術者は先見の明がかなりございまして、後々の子孫のために 6 万本ほどの供試体を、それを作ったときに用意して、現地と同じ環境で保存している。それを定期的に破壊することによって、コンクリートの劣化状況を長期にわたって管理できるような体制を作っていくというのがございますけれども、試験は未だに行なわれている。それで 100 年間経った状態での現在の状況でも、当初の物からは 6 割程度、もしくはそれ以上というような強度も衰えていないというような結果は出ているところでございます。ですからコンクリートとしては 100 年以上もつものを作ることは可能ですし、それはまたメンテナンスとか、作るときのライニングとか、そういったものをしっかり施すことによって、100 年以上はしっかりもたすことは可能である。また構造物としてもシミュレーションとか構造計算なんかで、地震に対しても壊れないようなテストというような、構造計算を行って設計をするなど、安全に配慮してまいりたいと考えているところでございます。以上で私の説明を終わらせていただきます。

司会：続きまして、有識者会議の座長を務めていただいております田中先生の方から、有識者会議の取り組みについてご説明を頂きたいと思っております。それでは田中先生、よろしく願いいたします。

田中座長：皆様こんばんは。有識者会議の座長を務めさせていただいております田中です。私の専門はごみ処理、廃棄物工学を専門としております。ごみの収集、運搬、焼却など中間処理、それから埋め立て処分といった最終処分、一般のごみ、産業廃棄物、医療廃棄物、PCB 廃棄物などなどに取り組んでおります。限られた時間ですので、大まかに今日の目的と、それから、有識者会議でどのようなシナリオで場所を含めて議論しているかということの考えを説明したいと思います。まず今日のフォーラムのテーマが「指定廃棄物課題解決に向けたフォーラム」という内容でございます。お手元に配らせていただいております、「課題解決に向けて」という資料でございますけれども、その 5 ページ目に、指定廃棄物の課題とはどのような内容でしょうかということで、説明がございます。宮城県では 8,000 ベクレルを超える指定廃棄物が 6,000 トン、30 カ所以上の場所に仮置きされている。そういう廃棄物が仮置きされている状態が、ここにある廃棄物が、腐敗をして悪臭をもたらす。あるいは害虫の繁殖源になっていくというような公衆衛生上の問題や、あるいは生活環境上の問題をもたらすわけです。こういう廃棄物の問題を解決するためには、きちんと処理する施設を整備して、そこにできるだけ速やかに運んで行って、適正に処理処分をすることが求められるわけです。宮城県の廃棄物は、先ほど説明のあった 5 枚目の資料に 6,000 トン、そのうちの 8 割以上が農業系の廃棄物、副産物ですけれども、稲わらとかあるいはたい肥とか、いろんな可燃性の廃棄物ということがわかります。こういうものは、基本的には焼却、高い温度で熱を通して、有機物を無機化する、安定化するというのが基本です。そうすることによって、また量が 10 分の 1 以下になります。そして安定的になったものを最終処分場に持って行って処分する、これが原則です。廃棄物処理の目的は、今言ったように公衆衛生の向上、生活環境の保全です。すでに詳しく説明がございましたけれども、14 番目のところに、不燃物はそのまま施設で管理されます。可燃物は焼却をして、焼却灰を長期管理施設に持って行く。焼却は大気汚染あるいはダイオキシンが心配ではないかということがありますが、1980 年代にダイオキシン問題を経験して、ダイオキシンの問題を解決するためには 3T、高い温度 temperature ですね、それから十分な時間を置く detention time ということ、できるだけ turbulence という攪拌をして完全燃焼、有機物を完全燃焼して徹底的に分解して、それでも残っているわずかなダイオキシンを、ガスを洗浄してきれいになったガスを環境に放出するというので、大気汚染対策を第一にやって、焼却については今や世界最高の技術を日本が確立しています。データで色々出ておりますけれども、ほとんど影響というものが無いような数字が出ております。それから埋立

処分場も紹介がございました。有害な重金属が多いとか、いろんな汚染が心配されるような廃棄物を処分することに要求される、遮断型処理場というのは、コンクリートで完全に環境から隔離遮断された処分場です。したがって処分場の中には、外から雨水が入り込んで行かないというような構造にします。そういうものですので、処分場の中には汚水が発生するわけがないというような構造にした処分場のことを、遮断型処分場といいます。しかもここで考えられている長期管理施設はコンクリート壁がダブルで、二重のコンクリート壁で遮蔽しているということです。汚水が発生しないので汚水が出ない。だから汚水で周辺の環境が汚染することがないように、そういうコンセプトで作られています。放射能の影響を少なくするためには、私は 3S が大事だと言っております。一つ目の S は暴露時間はショートタイムの S です。人が放射能でばく露されるような時間を短くすることが大事です。今のような仮置き場であって、放射能にばく露されるといふ心配をできるだけ時間を短くするためには、できるだけ速やかに施設を作って、そこに持って行くということが一番大事だということで、ショートタイムで早く、きちんとした処理施設に持っていくこと。2つ目の S は、放射性物質と人との間のスペースを十分取るということです。住民が住んでいるような生活空間から離れたところに、指定廃棄物処分場の施設を立地することで、その立地にはそういう配慮で選定されております。また観光地も配慮してとか、人と施設との間にスペースをちゃんととることが大事です。それから一番効果があるのが、放射能を遮蔽して、放射能が外に漏れないようにすることです。今回の放射能はガンマ線ですので、それを遮蔽するのに最も効果があるコンクリートで封じ込めて、外に放射能が出ることをなくすという効果が一番あります。そして施設の上に土壌で覆土して、遮蔽をする。ほとんど一般のバックグラウンドレベルに近づくとお思います。放射能の対策としてはこういう 3S が基本です。ショートタイム、そしてスペース、そして遮蔽シールドをして放射能の影響を人には与えない。これをできるだけ早くやるということだと思っております。時間がございませんので、以上で次にバトンタッチします。

司会：ありがとうございました。続きまして、谷委員にもご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

谷委員：有識者会議委員をしております谷と申します。よろしくお願ひします。座って話させていただきます。私は防災科学技術研究所というところで研究員をしております、専門は地質学、地盤工学、耐震工学でございますので、その分野の面からコメントしたいと思います。まず処分場が自然災害を受ける恐れがあるところは避けなくてはならないといっ

た観点から、いわゆる土砂災害、地すべり、がけ崩れ、土石流。ここはではがけ崩れを斜面崩壊といたしておりますけれども、こういった場所はまず除外しましょうというステップを考えています。県の中、さらに5つの県を対象にしておりますので、その除外する地点の情報が全国で一律で、信頼のおけるデータとして整理されているものを選ぶことが必要でございます。具体的には今日説明のスライドの34ページになりますけれども、国土交通省で用意しています国土数値情報、あるいは防災科学技術研究所の地すべり地形分布図等で自然災害が考えられるところは避けましょうというかたちでどんどん除いていくというプロセスになっております。しかしながらここで用いた情報は、全国一律に用意されているということですので、必ずしも最新の知見が反映されているわけではないわけです。ですので、ここは非常に重要なところですが、詳細調査を行って、個々について、文献についても最新の知見を用いて、本当に自然災害の恐れがないのかということ調べていく必要があります。もう一つは、今まで調査されていないところもございまして、候補となっている地点については、実際に地表地質調査、それから必要な数のボーリング調査、物理探査等、さらに想定される自然災害を考慮して適切な調査方法を補って、きちんと確認をする。こういったプロセスが必要で、これが詳細調査のどうしてもやらなければならない理由でございます。候補となった地点については段階的に、こういった自然災害が考えられるのか、こういった調査方法が適切なのかということを考えてしながら、細部の安全性および事業の実施可能性等について検討していく、こういうプロセスが必要であると考えております。以上でございます。

司会：ありがとうございます。それでは続きまして、説明の最後ではございますけれども、木村委員の説明をいただきたいと思っております。木村委員、よろしくお願いいたします。

木村委員：原子力機構の木村です。座ったままで失礼します。それでは46ページ目を開いて、お願いします。まずここで、私は放射線被ばくの専門家ということで、まず自然放射線というのはもともと存在するというので、それについて簡単に説明したいと思います。まず宇宙線といわれるもので、これは太陽などから出て来るものですが、それによって、世界平均で言うと年間約0.4mSv。

参加者：すいません、46ページありません。

司会：すいません、これは説明用のOHPなので。

木村委員：このOHPを見ていただいて、この宇宙線による被ばくというのは、大体世界平均0.4ミリシーベルトぐらいだといわれています。これは例えば飛行機に乗るということに

なりますと、例えば東京からニューヨーク往復したとすると、1回の飛行で0.2ミリシーベルトくらいですね。これは宇宙線による被ばくといえるところであります。2番目に天然核種からの被ばく。これは地球が誕生したときから存在している核種でございます。半減期が大体10億年以上の半減期で、例えばカリウム40とか、ウラン238とか、トリウム232といったものは、地球が出来たときからずっと地球に存在しているという状態です。これによる被ばくというのが、世界平均で言いますと、0.5ミリシーベルトぐらい。ウランのなれの果てとして、ラドンガスというのが発生します。そのラドンガスによる被ばくというのは1.2ミリシーベルト、極めて大きいんです。日本では岩盤地形は少ないし、外国ですと石そのものを建材に使ったりしていますので、そういう影響で大きくなっています。日本だともうちょっと低くて、およそ0.6とかそのぐらい。それは建物の作り方とか換気のさせ方とか、そういったもので変わってくるので、それぞれ変化します。これらをいろいろ足しますと、世界平均で見て2.4ミリシーベルト、日本では大体1.5ミリシーベルトといわれています。これがもともと存在しているものでございます。その他に、戦後、大気中で核実験を行っています。それで核実験の降下物がかなりございまして、一番のピークは1963年。これは東京で計られたものですが、1平方メートルあたり、セシウム137で2,000ベクレルぐらい降下しています。ストロンチウム90で、この半分の1,000ベクレルぐらい降下をしております。それらは未だに、それから30年とか40年とかいう時間しか経過していませんので、日本の国土の土壤中に多く存在しているという状態が続いております。さらにもう一つ言えるとする、人工のものとしては、何があるかということ、医療用機器がございまして、胃のレントゲンでは大体0.5ミリシーベルトぐらい被ばくします。CTを1回やりますと、10ミリシーベルト前後は被ばくいたします。今回の指定廃棄物のメインの核種となるのはセシウムでございます。核実験に伴うストロンチウム90が、大気中で核分裂を行ったため、かなり存在します。今回の福島の場合は、ストロンチウム90は少ないという文科省のデータが得られています。ですので、主な評価対象核種はセシウムということになります。セシウムとストロンチウムの大きな違いですが、人間の体内に入ったときに、ストロンチウムはその濃度が半分になるのに、約49年かかります。セシウムの場合ですと、2日から100日程度で半分に濃度が下がるという報告がございまして、ストロンチウムは特定の部位に濃縮するという特性がある。それに対してセシウムはどんどん、体外へ出て来るといった性質がございまして、もう1点、セシウムの大きな特徴としては、放射能が、例えば1万ベクレルのセシウム137は、重量ではどれくらいか

というと、0.003 マイクログラム。きわめて微量でございます。したがって 8,000Bq/kg といっても、そのうち含まれるのセシウム 137 は本当に微々たるものでございます。そういったところでございます。以上簡単ですけれども、説明を終わります。

司会：ありがとうございました。それでは引き続き第 2 部ということで質疑応答、意見交換に移らせていただきます。会場の皆さまにおきましては、ご質問いただきたい場合は挙手をさせていただきます。こちらからご指名をしますので、係の者がマイクをお渡ししますので、それからご発言をよろしく願いいたします。また、本日は多くの方々からご意見、ご質問を頂きたいと考えております。大変恐縮ではございますけれども、お 1 人様につきまして、なるべく 1 問にまとめていただければと思います。さらに時間でございますけれども、3 分ほどしましたら、私のほうからまとめていただきますよう、よろしくご協力をお願いいたします。また本日は指定廃棄物の課題解決、これがテーマでございますので、その内容に沿ったご意見、ご質問をお願いできればと考えている次第でございます。それではご質問、ご意見のある方。一番最初に挙がりました、真ん中最前列の方、よろしく願いいたします。係の方、マイクをお願いいたします。

参加者：私は栗原から来ました。私の家から 100 メートルぐらい、県道から 6 キロ離れたところに深山の指定地があります。私、栗原の放射能から子どもたちを守る栗原ネットワークの者です。実は今日の開催について質問いたします。1 回目の会議は日曜日の午後 1 時だった。今回は平日の日の 6 時半ということで、私たちは終わって帰ると 11 時です。気仙沼の場合は、おそらく丸森の方はもっとかかるんでないでしょうか、帰る時間ね。そういうふうな設定の仕方について、私は非常に疑問を持ちました。1 回目の反省に基づいて、どのような観点でこの時間を設定したかを教えてください。とくに若いお父さんやお母さん方が参加できるような、そのようなフォーラムを設定していくのが当たり前じゃないかと。1 回目に出たときは、そのような若い方々が 160 名ですか、参加しているんですけども、そのデータを見ながら、分析されたかどうかお聞きしたいなと思っております。とくに私たち、お母さんやお父さん方の声を聞きまして、もう 3 つの栗原、大和、加美では、指定廃棄物はもういらないんだよということを、ぜひ今日お話ししてくださいというふうなことも頼まれてまいりました。それも含めて、今日の設定の仕方について質問いたします。以上であります。

司会：ありがとうございました。

室石参事官：ご質問ありがとうございます。本日のフォーラムの設定の仕方というご質問でござ

いました。前は日曜日、お休みの日を使わせていただきました。今回はそれとはまた時間を変えて、最初に申し上げましたように、いろんな方にご参加をいただきたいということで、本当は場所の方も違う場所にしたかったことがございますけれども、時間とか場所を変えながら設定をしていきたいということでもあります。今のご要望は、お休みの方が参加できる方が多いであろうというご意見でございますが、これを参考にさせていただきまして、今後そういうことを気をつけたい。私ども最初の思いとしまして、いろんな場所、いろんな時間帯を設定すれば、より多くの方がご参加できるんじゃないかという思いでございます。今後参考にさせていただきます。

司会：続きましてどなたか。それでは私から見て手前側の方。

参加者：前回は質問させていただいたんですけども、地質学を専門にしております。今日のご説明を聞いて、質問する前に、35ページのこういうスクリーニングして、スクリーニングの絵が書いてありますね。一つ私が期待するのは、このスクリーニングのスライドに除外・除外・除外と書いてあるんですけど、こういうように各シートを出してくださいということです。今出ますか。出るなら見てから、それを見たら私質問しますが、出ませんか。

室石参事官：ただ今、こちらのそれぞれのシートについて、見たい、というようなご意見でございますけれども、これにつきましてはこの次のページで、それぞれ、例えばこれは地すべり地形のサンプルでございますけれども、ちょっとこの図では小さいというのがございますが、こういうかたちで、それぞれ3カ所、位置を示した図というのを出して、さらにこれは環境省のホームページの中でもご確認いただけるということで、右下にURLを貼りつけているところでございます。

参加者：この資料、一枚、一枚はURLで、これは見れるということですか。

室石参事官：そうです。

参加者：ペーパーは出せないということですね。こういうスライドで出せないということですね。

室石参事官：すいません、本日は持って来ておりません。

参加者：じゃ、それを前提に質問します。今出ているこの2枚、グレーのところは、地すべりですね。どうしてこんないっぱい地すべりがあるところが、安全ということになったんですか。候補地として残ったんですか。それで、谷さんに聞きたいんですけどね、この地すべりはもちろん過去のものなんです。それでいつ起きたとか、どの程度危険だとか、安全

だとかという情報はどこにあるんですか。

山崎補佐：まず、選定のプロセスにおきましては、あらかじめ災害のリスクがあるということで、地すべりの危険箇所ということで、既存の文献に示されてるもの、さらにこういったものをあらかじめ除外した上で、その後、詳細調査の中で現場を確認をして、施設を安全に設置できるかどうかを確認するという、そういうプロセスを考えておったところがございます。ですから、まず選定作業のプロセスの中では、既存の文献を利用して、あらかじめ除外するというところをされたというところなんです。谷先生、すみません、何か補足等があれば、お願いします。

谷委員：ご質問にお答えすると、こういったマップは全て位置情報しかなくて、いつ起きたとか、どれほど甚大なものなのかとか、そういった情報は抜け落ちてしまっています。

参加者：だから航空写真なんかは、こんなのすぐ分かっちゃうでしょう。

谷委員：はい。ご指摘のとおりでございます。それで、こういった情報を使わざるを得なかった理由は、全国一律に用意されている情報であるということです。

参加者：いや、こんなん宮城県全てもあるんです。

谷委員：はい？

参加者：宮城県に一律のデータがあるんです。

谷委員：いや、全国です。

参加者：いや、全国である必要ないでしょ。ここ宮城県の中で候補調査をやってるんです。

谷委員：このルールを作るときには、宮城県だけのルールということではなくて、有識者会議の中では、5つの県において統一したルールを議論しておりました。その後、市町村長会議の中で各県からのご要望を聞いて、ルールの修正をして作ったわけです。けれども、宮城県からは県の最新データを利用するというご要望はなかったかと思います。

会場：そこの前提が各県1カ所だったら、県ごとに違う

谷委員：各県ごとに最新の良質なデータを用いてやれば良いという。そういう指摘があったかどうかは、私はそれを承知していませんでした。

参加者：それで、今、三つの候補地が、地すべりのかかりそうになっているところもあれば離れているところもありますね。それは、これだけたくさんの地点に囲まれているところは、囲まれていない地点よりはそれは危険ですよ。なぜそのところが。

谷委員：それにつきましては詳細調査を行った上で。

参加者：詳細調査をしなくても危険ですよ。見なくても分かる。だからそのところを、ス

クリーニングしたデータをパッと見せていただければすぐ判明する。

会場：27 ページのこの写真を見れば分かるじゃない、見えるのだから。

司会：すみません、司会の方でうまく仕切りができませんでした。またご質問については集約していただきたいのですが、ほかの方もご質問される方はおられますのでまとめてお願い致します。すみません、申し訳ございません。今のところ回答が止まっておりますので次の質問に。

参加者：泉区から参加しております。前回は質問させていただきました。環境省に協力する意味で事前に公開の質問状を差し上げておきました。聞いたことに答えてくださるということだったので期待して来たのですけれども、ほとんど答えていないと思います。なぜ今対立が起きているかという、今、東北大学の先生が指摘しましたけれども、谷さんが先ほど最新の知見ではないと、それから全ての視点について情報の密度が同じでないということをおっしゃいました。大変率直な発言です。国会で4月1日に問題になったことは皆さんは承知していると思いますけれども、国土数値情報、皆さんが検討したデータには抜け落ちているデータがたくさんある。栃木では尾瀬の国立公園の情報が全部抜けていた、データに誤りがあった、データを管理している国土交通省は約款で利用する人は自己責任で利用してくださいということをおっしゃっている。こういう原発だとか処分場の立地を決めるような議論に使用することは適切でないかもしれない、そういう国土交通省のコメントを渡辺美知太郎議員が紹介しています。なぜ問題が起きているかという私は素人ですがけれども現地の住民の皆さんも詳細調査をやるまでもなく不適地な場所が選ばれているからいったいどういうデータを使ってどういう検討をしたかを全部公表してくださいということをお聞きしているのです。データを用意していないでしょう。持ってきていないというのはどういうことですか。事前に質問を東北事務所に提出したでしょう。頂いていますよね。伝えているのでしょうか。検討されたのでしょうか。なぜ私たちの質問に答えてくれないか。それでまとめますけれどもよろしいですか。詳細調査やるまでもないだろうと私たちは思っているので、それについてだから専門家を何人か頼んで密度の良い公開討論型のものをやったら対立が解けるのではないかという建設的な提案をしています。とにかく私たちが出した質問には的確に答えてください。前回の環境省の方の不適切な発言についてもお答えください。

司会：はい、お願いします。

室石参事官：2種類のご質問、ご意見を頂いたと思っています。1つは今日選定手法について

の議論が十分出来ないのではないか、その原因はデジタルデータについての公開がないからであるということだったと思います。今日ここに先ほど山崎の方も申し上げましたように全部のスクリーニングをした時の結果の図を持ってきていないというのは確かに事実でございますけれども、このスライド 36 で致しましたように今出したというのではなく全て従来から Web サイトで公開をしている、私どもは何も隠しておりません。選定手法もその途中の段階についてもすでに公開をしてきておりますということは申し上げておきます。それから 2 点目の公開質問状についてですが、これについては 1 点ずつお答えをしたいと思えます。ではまず一点目から。

山崎補佐：それでは公開質問状で頂いた質問とそれに対する答えを。資料の方はないのでございますけれども、読み上げる形で紹介致します。まず 1 つ目の質問で、「地滑り等の検討に際して使用したデータを公表し説明してください」と言われております。また、『どのようなデータを使用したのか、検討の過程を示す』情報を明らかにするよう求める発言がありました。前回は明確な回答がなかったので、今度はよく説明してください。」というのが 1 つ目のご質問でございます。これに対しまして我々の方の考え方と致しましては、まず評価に用いるデータと致しまして選定を行ったデータの方は先ほども申し上げたように既存の知見で地図情報として全国的に整理されて一律に評価できるというようなものを基本的に使うという考え方でやってまいりました。宮城県の選定手法においてどういうデータを使うのかという点につきましてはこちらのスライド 34 の方にありますように、実際にどのデータを使うのかというのもあらかじめこれを使いますというところも宣言した上で使うという。また選定作業は例えば地滑り地形箇所、これは先ほどお見せしてございましたこちらでございますけれども、こういったものにつきましてはそれぞれコンピューターの内部で GIS データ上でそれぞれ 1 つ 1 つ除外するという形で作業をしてまいりました。その結果先ほどのご指摘の中で周りが地滑り地形で囲まれているのではないかとというようなご指摘もございましたが、それぞれの地域に 3 つの候補地の場所自体につきましては地滑り地形箇所には該当していないことから最終的に残っているという状況でございます。続きまして 2 つ目の質問、これもまず質問の方から読み上げます。「市町村長会議で首長を欺瞞したのではないかとという疑念を抱いているので、候補地選考の経緯について、よく説明してください。」(1) として、「避けるべき地域を除外する検討は有識者会議が行ったのでしょうか、それとも環境省が行ったのでしょうか、まず説明してください。」とのことです。この点につきましては、宮城県において 3 つあるのですけれども、この (1) の部分

を先に答えます。まず宮城県における選定手法につきましては先ほど説明の中で申し上げましたように有識者会議と市町村長会議がキャッチボールする形でつくり上げていったという経緯がございまして、有識者会議の議論を踏まえて平成 25 年の 11 月に市町村長会議において確定したというものでございます。この確定した事項に基づいて環境省が選定の作業ということで環境省が行ったのでしょうかという点につきましては環境省が行いましたということでございます。続きまして 2 つ目、(2)「その際どのようなデータを使用し、どのように検討が行われたのか、検討の経緯とそこで使用した GIS 情報なども含めて説明をしてください。」ということでございます。これにつきましては確定した選定手法では使用するデータについて明記しているというのはこちらのスライド 34 の方に書いてある通りでございます。また、選定作業におきましては地滑り地形箇所とかそれぞれのデータをコンピューター内、先ほどの説明と重複しますが、コンピューター内部でデータの処理を行っている。また例えば地滑り危険箇所に該当するエリアは国交省の国土数値情報、また地滑り地形箇所に該当するエリアにつきましては防災科学技術研究所のデータでございますけれども、こちらの地滑り地形箇所のデータベースを基に避けるべき地域を除外しているというものでございます。最後に 3 つ目ですけれども、ここからまた読み上げに戻ります。「なお、貴省は第 1 回フォーラムで地滑り情報の検討について回答した際に、『候補地を決めるところで、地元の固有のデータを詳細に検討することは、やっていません』と、説明しましたが、その意味するところを説明してください。」というようなご質問を頂いております。ここの部分につきましては、この発言につきましては自然災害を考慮して避けるべき地域などを除外を行う際に評価に用いるデータとして先ほど申し上げましたように既存の知見で地図情報として全国的に整理されているという一律に評価できるようなものをつくと。これは最初有識者会議で議論をしていく中で宮城県だけではなく 5 県を対象としておりましたから一律に整理されているような GIS データ、こういったものを使うということを基本的な考え方としてスタートして、それで市町村長会議で議論していったというようなそういう経緯がございまして、そういう一律に評価できるものを採用するというのを基本的な考え方としております。また各詳細調査候補地に関する個別のデータについては対象としていないという、そういう趣旨のことを申し上げたと。ただそれで一切使わないということではなく、今後の詳細調査をやっていく中で各詳細調査候補地における調査は文献調査と地質調査、こうしたものから成り立っておりますので、その詳細調査候補地に関する詳細調査の中で特に文献調査をやっていく中で追加的な情報を得た上で詳

細調査の結果を取りまとめて改めて安全性について有識者会議に諮って総合的に評価をするという、そういう形で詳細調査をやっていくということを考えているところでございます。

室石参事官：続きまして3点目でございますが、指定廃棄物の最終処分場、不適切な候補地に建設することによって発生する被害の補償でございます。まず最初に不適切な候補地に建設すると決め付けておられるので、この前提は私どもとしてはそうではないと申し上げるのですが、それでは仮にできたということでその処分場より発生する被害の補償ということでお答えしますけれども。そういう風評被害というのは起こり得るということは十分承知しております。風評被害を防ぐにまずは必要性安全性については幅広く丁寧にお伝えするということだと理解しております。これまでも新聞、テレビ、あるいはインターネットを通じた周知はしておりますが、今後も十分にご理解が得られるように情報発信を行っていきたい、風評被害を防止していきたいと思っております。4点目は放射性物質汚染廃棄物という現時点の総量と実態の把握、それから再調査はしないのか、といったようなことでございます。まずその調査ですね、再調査ということですが、私ども指定廃棄物の放射能濃度というのは申請時に放射能濃度というのを把握しております。それでセシウムの減衰半減期、そういったものは物理的な法則で決まっておりますので減衰傾向についての把握は可能となっておりますので改めて測定するということは考えておりません。宮城県での指定廃棄物の長期管理施設というものの計画処理量というのは8,000ベクレル以下は焼却して、それが8,000を超えるという前提で算定をしております。ですから現在の指定廃棄物の量だけでこの施設の収容容量が決まっているのではなくて、それ以下の物が処理された場合も含めてそれも入れられるだけの量というので計算をしております。ですから例えば改めて8,000以下のものが増えましたということだとしても処理全体の数量には変わりはないと思っておりますので、そういう意味でも再調査をする意味合いはあまりないかなと理解しております。それから2点目として各地の住民から今分散保管しているもの、そういう保管の強度を上げるというようなこととか、別の場所に移すとか、そういう暫定保管の要望に応えるべきだということでございますが、私どもはまず一時保管に要する経費の支援をしております。それから地方事務所の職員が定期的に現地を見に行き、保管状況の確認をし、その保管者の相談に乗ったり、あるいは何か不具合が生じればそれを補修する、補強する、こういったようなことを行ったり技術的な助言を実施したりしております。特に屋外保管がされているような場合、現地確認の回数を増やしたり、必要に応じて

は破れがあるようであればフレキシブルコンテナを二重化してさらに被せるといったようなそういうことも行っているので、現実には即したこういう現場保管の技術上の支援は続けていきたいと思えます。5 点目、8,000 以下のものについて今市町村に押し付けているけれども、それも含めて国が責任を持ってほしいというご要望でございますが、私ども、技術的には 8,000 ベクレル以下の廃棄物は従来と同様の処理方法、例えば廃棄物処理法に基づくような処理方法で安全に処理できると考えていまして、多くの市町村の努力で処理が進んでいるのも事実でございます。宮城県でも進んでおります。8,000 ベクレル以下の農林業系廃棄物が主でございますけれども、8,000 ベクレル以下のそういった廃棄物を補助する支援事業というのを行っております。また関係自治体の方では技術的な助言や職員を派遣する、専門家を派遣するといったご支援もしております。それから 6 番目が基本方針が行き詰まっているということで、例えば茨城県は分散保管に同意したのではないかと、それから最終処分の建設以外の検討もお願いしたいといったような意見が自治体からも出ているのではないかとといったご意見。まず最初のその茨城県の事情でございますけれども、これは今年の 4 月に一時保管市の会議を開催しておりますが、まだ様々な意見を頂いたりしております。茨城県は過去 4 回市町村長会議を開いておりますが、栃木、宮城、千葉と違いまして、茨城では第 1 回目から非常に様々な意見が出ているということで、なかなかまとまりを見ていないという状況でございます。そのへん栃木、宮城、千葉と違う状況、この三県については一カ所で処分場建設ということで市町村長会議が進めてきたのに対して、茨城県ではそういうふうな状況で進んでいないという過去の状況でございます。その大きな理由というのは茨城県でお持ちになっている、茨城県内で保管されている指定廃棄物というのが非常に濃度が低いという点、それからその管理が公的な場所でなされているものである、こういったような違いがあります。宮城、栃木では特に農業系の量が多いという事情が茨城とは大きく異なっております、茨城の方での議論と栃木や宮城での議論というのはまったく別の見方をしていると私どもは思っております。ただし各県 1 カ所でまとめて処理をしていくという点についても考えています。それから最終処分場建設以外のものということなのですけれども、これはおそらく、放射性物質汚染対処特措法の施行状況の自治体アンケートから引っ張ってらっしゃるのかなと思えますけれども、私どもとしては引き続き県内 1 カ所の設置に向けて取り組んでまいりたいという方針は見直す予定はございません。ただしこの特措法の施行状況に関してのアンケート、これはお分かりのように特措法についての検討会というのを環境省の方で別途やらせていただいております。

て、この間第2回があったところですが、第3回が6月に開かれますが、そういったところでまた別途検討は致しているところでございます。7点目、自治体や住民の提案を尊重して放射性物質に向き合う道に転換するということはないのかと。環境省の意思を説明してほしいということ、強行はあってはならないという訴えでございます。宮城県内のその2カ所の長期管理施設を設置するというについては先ほどから説明しておりますように4回の市町村長会議での各議論を踏まえて確定したものですし、それ以降も2回市町村長会議が開かれたりしております。環境省としてはこういう結果を尊重して選定作業を行ったということでございます。一方で地元の皆さまにご説明を丁寧にしていくという部分は引き続き続けていきたいとも思っております。それから8番目、環境省職員の不適切な発言について検討し誠実に説明をしてくださいということで、前回本省の人間が事実を確認することもしないでいたのは不適切だ、あるいは不都合なことはなかったこととするのではなく事実は事実として誠実に対応を取るべきだったというご意見。今日のフォーラムの課題、次第ということからは、すみません、離れているように私は理解しております。そういう意味ではこれについてはお答えする必要はないとも思いますが。ただ先ほどのご質問いただいた方も強くここについてご回答をお願いしますということでしたので、私どもの考え方を申し上げます。前回のフォーラムでご質問を受けて環境省側からもしこれが本当にこういうことであれば大変あり得ない発言だという風なことを申し上げたと思います。その時点ではあくまで仮にということで申し上げましたということですが、フォーラム後に該当する職員、ご指摘の職員に確認をしましたところ当該職員においてはなるべく参加者に分かりやすい言葉を使って説明したということで、その際に用いた口語的な表現が聴衆において不快を与えたということであれば言葉足らずであったので大変申し訳なく思っているということをお聴取致しました。環境省としては適切な表現を用いてこれからは丁寧な説明を行っていきたくと考えております。以上でございます。

司会：すみません、発言、お静かにお願いします。第2部の討論の時間、ちょうど今中間でございます。これからまだ質問、ご意見を頂きたいと思っております。今日は2回目でございますので初めて参加された方からいただくということで次によろしいですか。初めての方ということで。

会場：制限しないでください。せっかくの議論が全然深まらないではないですか。議論の中身が大事でしょう。

司会：それでは前々の3列目の方。

参加者：組合県民センターの者です。よろしく申し上げます。有識者会議の谷先生の発言と東
北大学の先生についての関係も含めてなのですが、要するに文献調査と現地調査、詳細調
査などということでしたけれども、先ほど言われた今文献調査の議論で極めて大事なところ
がされてないというふうに思います。ですから谷先生がおっしゃったように、確かにあ
れ見ると地すべりが多いところですね。そうするとあれ以上はあの地図では駄目だとい
うことになるかもしれませんが、素人が考えますと宮城について絞り込むならば宮城
のもっと詳細な地図もあるわけですから、それについてどうするのですかというのが先生
の質問だったというふうに思います。それについてお答えいただいた上で、だとするなら
ば、でも私としては詳細調査まで入らないと分からないとおっしゃるのか、そのへんのと
ころを環境省の方の説明を非常に不可解に思いますので少し谷委員のご意見を先生と絡め
てちょっと議論していただきたいというふうに思います。

室石参事官：はい、環境省室石でございますけれども。もう一度順序立てて選定手法がどうやっ
て決まっていたかというのを簡単に申し上げます。まず、私ども国の方で、ここにいら
っしゃる有識者の委員の方をメンバーにする有識者検討会の中で、各県共通になるような
選定手法というのを組み立てていただきました。その選定手法を各県の市町村長会議でお
諮りして、その中でいろいろなご意見を頂いてそのローカライズと申しますか、その地方
地方での必要な変更をしていったと。その変更していった内容についてはまた有識者会議
の方にフィードバックをして、それでよろしいですかと伺いながらまたその結果を市町村
長会議に戻すと。こういったやりとりを何度か致しましていただいたの疑念なく、それで市
町村長会議をそれぞれのところで4回開いて確定したということでございます。最終的に
宮城県の選定手法は市町村長会議で確定されたということでございまして、それに基
づいた作業を行ったのは環境省でございます。今のご質問の方のご意見もその文献調査の議論
ということでもありますけれども、先ほど谷委員からご説明がありましたように共通となる
選定手法をまず構築した時には全国的に平等な密度でデータがつくられているものを使っ
ていこうというご意見があり、それを尊重してやっていた。各GISデータとしているのは、
作業的に間違いが出てくるであろうということではあると申します。各GISデータとして
いるのは、作業的に間違いが出てくるであろうということではあると申します。その結果
他の方からもご指摘がありましたけれども、栃木県の県の有識者会議の方からその根本とな
っているGISデータが不適正ではないかというご指摘を頂いて再度原本に当たりましたと
ころ確かに不適正なデータを使って、ただし栃木県においてもこのデータを
集計しても結果は変わらなかったということでございます。宮城県においては今この不適

正はどうかというものを検証している最中ですが、現在に至るまではまだそういった不適正なデータがなく、その結果が変わるといったようなことには至っておりません。ただまだそういう検証をしているという最中ですが。またご質問の方の先ほどのご質問に戻りますけれども、その統一された GIS データでスクリーニングをしていった結果として選定結果、詳細調査候補地 3 カ所についてのさらに詳しい調査というのは詳細調査で行っていくところですが、選定手法そのものがまだ候補地というのは出てきていない段階ですが、あくまで詳細調査の候補地ということになっています。これは前回もフォーラムで申し上げましたけれども民主党政権の時代に。

参加者：室石さん。

室石参事官：はい。

参加者：そんな話をいくらやっても何も進まない。

室石参事官：もう一度繰り返しますけれども、今回のその前提条件は前政権での選定手法が一切プロセスを公開せずいきなり提出したという反省に基づきまして途中データもきちんとこうやって公表しながらご意見を頂きながら、さらに詳細調査を行ってその結果を最終的にまた有識者会議の方に諮りまして、それをまた環境省で最終的に判断して調査の候補地を決めていくという、そういうある意味やり直しをしながら、候補地の選定プロセスを変えたというのでやっているものでございまして、途中経過なく今の段階において今の段階においていろいろご意見はありましようけれどもまだまだ途中の段階だということ。

司会：続きまして、前方の方に集中していますので、後方の方。

参加者：大崎から来ました。最初に今公開質問状に対して口頭で回答を頂きましたが、その内容についてインターネットでもいいので全て文書にして公開をしていただきたいというのが最初のお願いです。ただご覧いただきましたがこれで答えになっていけば全ての項目についてそういう疑問をものすごく持ちます。ですからやはり 1 つ 1 つ詰めた議論を、今の公開質問状についても 1 項目ずつ詰めた議論を私はしていかないと、前回と同じような説明を繰り返し繰り返ししても議論としては深まっていかないというふうに思っています。それでその議論をする上での前提の問題として環境省の姿勢を大いに疑わなければならないという問題が 2 つ私にはあります。1 つは 8 番目の公開質問状に対する今の答えですが、そもそも環境省の方針に難癖を付けているとか駄々をこねているという姿勢で、それが誤解を得ようが分かりやすくしゃべったことであろうがそのような姿勢で話し合いに臨んでいるのだとすればこれは言語道断であると思います。ですからこの 8 番の問題については

改めて事実関係を精査していただいて、聞いた人がちゃんといっているのだから謝罪をすべきであると。そこから対等の話し合いが始まるのだというふうに思います。それからもう1つですが、3番目の公開質問状に対しての答えなのですが、被害の全体に対しての補償です。これは風評被害についても含めて、まず最初に安全だ安全だということを言う前に被害が起こったらそれは補償は風評被害も含めて全て補償しますということを最初に明言すべきではないでしょうか。原発のところに対する補償の問題で、風評被害については極めて限定的な補償しかありません。今度、私は大崎市ですが加美町に造られれば当然大崎市も風評被害を受けることになります。これは大崎市の風評被害、大崎市の住民についての風評被害も含めて全て補償するという姿勢を示すというのが私は話し合いをする大前提なのだというふうに思うのです。造っているところ自体は安全だということはいくらでも言うけれど、被害が起こったらその補償はしません、補償する限りではありませんという話ではそもそも話し合いの前提にならないのではないのでしょうか。私はそういう風に思います。ですから丁寧に説明すると色々言っていますけれど、そういう最初の話合いの土台がなっていないということを痛感しています。それからもう1つ話し合いという問題ではやはり公開質問状については事前に出しているわけです。ですから当然今日は地滑りのデータも含めて持ってきて説明をしていただけるものと私たちは思っていました。それを持ってきてないということでしたらやはりまだ説明しました、はい、これでそのまま詳細調査を進めますという話ではないのでしょうか。私は今日の説明を聞いて絶対このまま詳細調査をやらせてくださいということを進めるためのセレモニーというふうに痛感を致しました。そのことをしっかりお答えください。

室石参事官：まず8番目の答えということでございますけれども、その前にこれは第1回のことだったと思いますけれども、このフォーラムは住民説明会なのではないかというご質問があったような気が致しますが、その時はそうではないとお答えしたと思います。今日の主旨はフォーラムということでご理解を深めるための説明を私どもがして意見を交換するという、こういう場だと思っております。先ほど8番目の点については先ほどお答えした通りでございます。それから補償の点についてでございますけれども、私が先ほど申し上げましたようにまずは詳細調査の候補地が決まったところでございまして、そういう段階からとにかく風評被害が起こらないように防止に努めて参ることを頑張りたいということを先ほど申し上げましたけれども、とにかくその努力が多分足りないということだと思いますのでしっかりやっていきたいと思っております。

司会：そのほか質問のある方いらっしゃいませんか。

参加者：和泉区の者です。候補地を決めるために、まずは福島をどうするかというのを決めるべきだと思うんです。汚染されたところを元に戻すというのは結局不可能だと思うのですよね。やはり一番こうしたもので汚染されたところはもう永久に立ち入り禁止の場所、あとは立ち入りはできるけれども住めないところ、完全にはっきりと区別するようなところですよね。そんな放射能に汚染されたところで放射能の状況の周りとかそれを補完するところの検討をしてからこういう焼却炉とか場所を決めるのがまず私は正解だと思うのですが、ぜひお伺いします。

司会：すみません、今回は宮城県の指定廃棄物について。

室石参事官：ただ今の質問は福島をどうしていくのかということをもっと最初に考えるべきではないかというご質問は大変福島の問題を考えるという面では政府全体として取り組まなければいけないことだということ、最初に謝罪を申し上げた通りまさに政府全体で復興庁中心ですけれどもどうするかということを考えていますので、特にご質問の方は帰還困難区域のことをおっしゃっているのかなと思いましたけれども。期間困難区域、大熊双葉かと思いますが、そういったところでもまだ帰還されたいというご意思の方が町民の方がいらっしゃいます。少なくともそういった方の思いを十分尊重はしなければいけないと思っております、今のご質問のような汚染された地域と決め付けて取り扱うということは私も結論としてはないということで今日申し上げたいと思います。とにかく福島の方に帰還をされたいという方の住民の方々の意思は十分尊重して仕事をしていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

参加者：仙台の者です。私は一時保管をできるだけ早く回収した方がいいという考えで。ちょっと質問、意見を申し上げておきます。今日お話を聞いてようやく分かりましたが、全国一律のために必ずしも最新の知見ではない、ある意味不十分なデータで候補地を選定したということになって、というふうに理解をしています。ということであれば地元の皆さんは先ほどから何回も言われている通り現地に入って調査するまでもなく危険な土地なんですよと言ってるわけですよね。この資料の30Pを見れば、詳細調査の例と文献調査と。先ほどから言われているように最新の知見のデータでまず精査をして、その結果をまず皆さんにお示しすることをしなければこれは進まないのではないですかというふうに思うのです。なぜそれができないのでしょうかというのが1つ目です。例えば最新の知見で文献調査をした場合に必ずしもその中で1つを選ぶということではなくて3つとも駄目になる可能

性だってこれは十分あるわけです。そういう理解でいいでしょうかということです。その場合最新の知見で宮城県のデータは揃っているわけですから、それでもう1回調査した場合に必ずしもこの3候補地が一番適地ではなくてほかに適地があるかもしれないというふうになりますよね。なのでとりあえず宮城県で最新のデータが揃っている、宮城県の最終処分場になるわけですから改めて最新の知見で調べ直してそれを住民に示さなければこれは前に進まないのではないかと思うのです。なので一時保管を早めにとにかく解消するためにはそういう作業が必要なのではないかというふうに思っています。以上です。

室石参事官：最後におっしゃった一時保管を早く解消してほしいという。ただ今日も何度も申し上げておりますように市町村長会議の方で確定した選定手法というのも私ども尊重して作業をしておるといってございまして、その結果についてこれから詳細調査をやらせていただきたいと思っております。詳細調査の結果どうなるかという結果がどう出るかについては予測はまだできませんのでその分についてのお答えは差し控えさせていただきたいと思えます。

参加者：詳細調査の例で文献調査というのものもあるわけ。なんで文献調査をしないのですかと聞いているのですよ。

室石参事官：すみません、1点私が答え残した部分で今の方が文献調査をやっていないのかというご質問がございました。詳細調査は先ほどの山崎からの説明の通り宮城については開始はしておりますがボーリングは止まっているのですが文献調査はさせていただいております。今現在進行形でございます。

司会：紙をお持ちの方。

参加者：本当に不誠実な今日の会ということが明らかになっているので本当はボイコットしたいのですが、1点だけ質問と限られていますので出るようにしたいのですが。最終処分場と呼んでいたものが長期保管施設になったことについては何の説明もなく今日は始まっていますけれども。つまりこれまで例えば市町村長会議で合意してきたとはいえそもそも名前も変わってしまったことでまた白紙撤回ということは明らかではないですか。単にこれは言葉の問題だけではなくてそこにはもう今明らかになっているようにいろいろな問題というよりも矛盾がもうはっきりしているわけです。ぜひもう一度市町村長会議といいますけれども、私は1回目の議事録を調べてみましたが茨城と違うと言いましたが、もういろいろな異議が出ているのですよ、その時点で各市町村長は。それを強行に押し切るかのように県内1カ所というふうに強引に持って行って、それで2回目以降やっている

ということは明らかになっているのです。そのへんの進め方には県と環境省でどういうことがあるのかということも興味深いところなのですが。とにかくその市町村長会議で今までやってきたなどということはもう原点に戻るという事態なのでぜひ見直してほしい。そして共有する形で公開質問状を出しているわけですから、もう今いっぱい出ているようにそれに基づいた討論の場をしたり、もってその記録を公開してほしいと思います。

室石参事官：大きく2点のご意見、ご質問だったかと思います。まず1点目の長期管理施設と勝手に名前を変えているという点でございまして。これは私ども長期管理施設と呼び表しているわけですが、名は体を表すということでございます。そもそもやはり名称というのはそのものの性質、性格を分かりやすく聞いただけで何であるかということが分かるようにしなければいけないと思います。何十年も廃棄物を専門でやってらっしゃる先生がいらっしゃいますが、最終処分場という概念ですね、廃棄物処理法の中においては最終処分場というのは廃棄物を廃棄物でなくするための場所という概念なのです。一方でさっき田中先生のご説明があったように遮断型の処分場というのは重金属のような毒物を入れたりとか、今回は構造としてはセシウム混じりの廃棄物を入れるものに我々は利用しようということで、構造としてはそういう遮断型が適しているということなのですが。では例えば水銀のような重金属を遮断型処分場に入れて最終処分できるのかということとそれはやはり置いておくだけで水銀は水銀で100年経っても水銀のままとなるわけです。セシウムは幸いにも半減期がありますので100年経つうちに15分の1ぐらいにはなるだろうと我々は期待しているわけで、重金属に比べれば確かに最終処分に近いかと思うのですが、100年近く管理をするということからいけば最終処分というのは違うのではと思いましたが、長期に管理していく施設という名は体を表すそのままの名称を使った方が分かりやすいだろうということでそういう名称を用いております。それから、先ほどの方のご意見、ご質問にかぶるところもありますが、私どもが質問を口頭でしてしまったことについて、例えばホームページできちっと公開すべきではないかというようなことをご指摘だったと思いますが、今日のフォーラムのこのやりとりについては私どもはインターネット上に公開させていただきたいと思っております。その際にしゃべったことは活字として、目に見える形となって公開するという予定でございまして。

司会：すみません、8時30分で終了の予定ですがけれども、もう少し続けさせていただきますけれども、用があってお帰りになられる方がありましたら後方より静かに退席いただいて、アンケートにご協力をお願いしたいと思います。45分まで続けさせていただきますのでよ

ろしくお願いします。すみません、先ほどから手が挙がっている後方の女性の方いらっしゃるのですけれど。

参加者：それから皆さんの話の流れを腰を折ることになりましたら大変恐縮なのですがちょっと疑問がございます。ただ今青森県の六ヶ所村には低レベル廃棄物の埋設センターというのが1号と2号と2つすでに建設されております。1号の方は1992年ごろ、2号の方は2000年辺りですね。その一方、その施設は我々が払っていく電気料金を基として電力会社が全国。

司会：すみません、原子力関連のご質問は。

参加者：いえ、それで各電力会社、東京電力はもちろん2000年初め、もうどんどんどんどんそこに低レベル廃棄物を全部埋葬しております。

司会：申し訳ありませんが、指定廃棄物関連で。

参加者：ですから私が申し上げたいのはすでに六ヶ所村に低レベル放射性廃棄物がまだ入る余裕があるものが2つあるということです。二十何年間のうち1号炉が20万本のドラム缶が入るところをまだ15万本しか入っていませんで、5万本の余裕がございます。そして1号炉が均質固化体に対して2号炉の方は雑固化体です。それでももちろんコンクリートですね、コンクリート遮断式です。それでこれからつくろうとしている同じものが2号炉の場合には、2号炉はまだ10万本ドラム缶を入れる余裕があります。なぜそこに今一時的にしてやられているものを早速明日にでも持っていかないのでしょうか。これもご検討いただけないのでしょうか。まだ余裕がたっぷりあります。同じコンクリート遮断式です。そして均質固化体、まったく同じ処分方法でございますね。これを有効利用して明日にでも一時的であれ最終処分場ができるまでの間はすぐにでも持っていくべきではないでしょうかご検討ください。

室石参事官：貴重なご意見どうもありがとうございます。

司会：それでは最初から挙げていらっしゃる方。申し訳ございません。

参加者：今のとも少し関係しているのであまりたくさんするとあれなのですけれど。もともとのまず疑問なのは4ページの最後のところ。この平成23年3月3日、原子力発電所の事故によって、おかしいんじゃないですか。福島第一、東京電力、会社名をちゃんと挙げないとおかしいし場所も挙げないとおかしいし、こういうふうに抽象化すること自体がもうおかしい。この場合に最近ね、前回のときに途中で謝っていただいてまたそれはきちんと丁寧に国の方のあれは説明していただいたのですが、東電がこの場にはいない、おかし

いですよね。謝罪になってないし。ただ議会もまずそこでは栃木の県知事さんは福島ということを検討にということに。特措法自体はもう果たしているわけです。そこも含めて検討を。宮城県内3カ所とも水源地で地滑りで、ここはもう多分ないと思います。だから発生源に持っていくということが、本当に公害の問題としては取り扱われていないこの放射能の問題が、法整備がまったくおかしな状態になっている。穴があるところにゾーンをつくってしまった。学者の皆さんも科学的に検討したり、ある意味科学的という言葉を使っただけ必要はない。危険なことを科学的に言う必要がなく、安全については慎重なことを、8,000ベクレルとか私はものすごく高いレベルだと思っていますけど大したことないような言い方をされている。8,000ベクレル以下でも私たち日常のところに今いっぱいあるので、そこの対策だって市町村に任せているとか、国が援助するのではなくて国、東電が責任持ってこれを全部回収して、罰則についても私たちは福島だ青森だと言っていないで東電と国が責任を取って回収して自分たちでどこに処分する、そういうような法整備をする。その根本問題に、そういう風に。それに対しての見解を求めます。

司会：ここでお帰りになられている方もいらっしゃいますので追加でお話ですけれども、資料の中でちょっと印刷ミスとかがありますのでお帰りの際に正しいものを準備しておりますのでありましたら申し出ていただきたいと思います。今のご質問について。

室石参事官：まずページで言うと4ページ目のところで裸で原子力発電所と書いてあるという指摘ありがとうございます。東京電力の原子力発電所ということで。申し訳ございません、フルで書くか、東京電力の原子力発電所で。後半の方のご意見、特措法が破たんしているのではないかと色々思うところを仰られました。1つ1つまたお答えすると長くなるのですけれども。私ども国会で議論され議員立法でございますけれども特措法に基づいて業務をさせていただいておりますが、先ほども申し上げましたように現在は特措法についての検討会というのもやらせていただいているということでもあります。私どもとしては現在の特措法に基づいて仕事をさせていただいているということでございます。東京電力にまったく責任を負わせないのでなくて求償によってきちっと東京電力からは費用を取って責任を取っていただくという、指定廃棄物の処理についてはそういう仕組みになっております。

司会：あと10分ほどでございます。2~3名で締め切らせていただきます。よろしくお願ひします。時間が迫っていますので。

参加者：40ページのスライドを映していただけますか。私、建築設計事務所に勤めております。

ここに出ている北海道小樽市出身です。その防波堤もよく知っています。写真の方をよく見ていただくと分かるのですがクラックが入っていて、要するにコンクリート傷だらけですね。表面上もザラザラです。環境省は現地で確認しましたか。健全な状態であるというふうに書いてある。なぜこの防波堤が強度を保っているのかといえば小樽は津波がない、地震が少ない、この2つです。もちろん先人が、私どもの先輩たちが基礎をがっちりつくったということは事実です。事実ですがここにあるようにこのようになってしまうのです。100年経てば。しかし12ページは何と書いてあるかという二重にコンクリートを回しているから放射線は出ない、こう書いてあります。こうなるのです、40ページのようになるのです。これはなぜ漏れないというふうに見えるのですか。その判断の基準が何だったのですか。このわざわざ小樽の防波堤、これを出す理由について説明してください。

山崎補佐：まず見に行ったかどうか。私自身まだ見に行っておりません。

司会：お静かにお願いします。

山崎補佐：それでまずそのコンクリート、これ安全に管理できるのかどうかという点につきましては、まずコンクリート構造物につきましては地震とかに対しましても地下にあるということで安定しているということで。あとライニングとかそういう腐食防止に対してはそういうものを講じることによって長期間耐久性を持たせることができるということで、その辺りもどういうふうにやっていくのかというのを検討を進めていって構造計画等に反映させていきたいと考えておりました。今、サンプルで100年以上もっている構造物の例ということで小樽の例を示しましたけれども、もっと100年以上をもつような管理ができるように造られていくとか維持管理をしっかりやっていくという形で長期間もたせるということをやりたいと考えております。

司会：すみません、よろしくご協力をお願い致します。

参加者：非常に分かりやすいご丁寧な説明ありがとうございます。まったくこれじゃあ地域住民が納得するような説明に全然なっていない。三候補地もありません。宮城県に入りません。そういう建設は断固反対、白紙に向けて皆さんも考え直してください。以上。

司会：はい、ありがとうございました。それでは最後の方にさせていただきたいと思います。挙手を続けていらっしゃる方、延長したけれども全員なかなか当てられなかった。それでは私の方から見て右奥の。今手をあげていらっしゃる方。

参加者：座ったままで失礼致します。技術的な点、GISの方を専門にしておりますので。地すべり、斜面崩壊につきまして。既存知見が数値地図 25,000、50メートルメッシュを使わ

れておりますが、これはすでに国土地理院さんの方で平成 18 年にすでに 10 メートルのメッシュ、これの 5 分の 1 ですね、面積に直すと 25 倍の方の細かく出ております。宮城県に至りましては平成 24 年の 3 月に 5 メートルでのメッシュ、100 倍ですね。50 メートルのメッシュでは 50 メートルで 25 メートルの斜面しか取れないのですけれども、今の宮城県のデータなら 5 メートルで 2.5 メートルの崖を見つけることができるのです。それぐらい今この基になる知見というのも十分にもう古い、学生レベルで、私が学生の時にやったようなレベルでやっているようにしか私には思えません。この道路とかの設計ですね、それらについては一般的に 10 メートル、20 メートルメッシュで設計しなさいと国土交通省の方から指導も受けます。道路でさえそれぐらいのデータでちゃんと斜面を見なさいというのに、もっと丁寧に扱わなければいけないものに関してあまりにもこれは大ざっぱ過ぎるという気が致します。前提からしてちょっと考えていただきたいところでございます。以上です。

司会：ありがとうございます。それでは申し訳ございませんがご質問を締め切らせていただきます。今の最後のご質問に関しまして環境省よりお願い致します。すみません、申し上げてございません。ご協力よろしくお願い致します。すみません、ご協力よろしくお願い致します。

室石参事官：使用したデータについては、繰り返しになりますけれども、まず候補地を絞り込んでいく過程で使用したものはこちらのリストに載っている 25000 分の 1 の数値図で 50 メートルメッシュでやってまいりましたが、その後詳細調査の段階でそれぞれの土地の詳細のデータと、あと現地での調査結果を踏まえて。

司会：谷先生からご発言があるようです。

谷委員：いくつか地盤に関するご質問があったのでまとめてお答えします。まず何度も繰り返しますが全国一律のデータということでスタートしておりました。それでそれが各地方にとっては最新のデータではないことも重々承知しています。先ほど申し上げた通りです。それで詳細な調査が必要な理由として、まずは最新の知見を用いて文献調査を行うのだということが非常に重要な点でございます。その点に関して検討に値するなと思ったご指摘は、先ほど前の方がご指摘になったように、宮城県については、宮城県内で一律の、我々がここで利用したものよりももっと新しい知見も含めたデータを候補地選定に使うべきだという点です。現段階の選定は市町村長会議の中でご確認いただいている方法に基づくものではありませんが、個人的には十分に考慮に値するご指摘だと思います。それから今ご指

摘のあった 50 メートルメッシュの件ですが、確かに最近の DEM（数値標高モデル）データは 5 メートルレベルのものもございますけれども、ここの勾配 30 度という基準は道路建設や敷地造成しやすい施工上の意味でということなので、非常に短い区間で急な斜面があっても切土、盛土で建設できることを考慮して一定の区間の平均勾配という意味で 50 メートル幅のデータを選んでいるのです。地盤災害につきましては防災科研のデータと国土数値情報の方でカバーされていると理解をしていただけます。いずれにしましても詳細調査が必要な理由は最新の知見を用いるという点です。それから先生からのご指摘にもございましたように詳細調査をするまでもなく分かるでしょう、このご指摘は多分ボーリング調査までやらなくても文献の情報、最新の知見を使えば分かるだろうというご指摘だと私は理解しました。けれども、例えば現在 3 地点候補として上がっているときに、どなたからかご指摘がありました。まず最新の知見で文献調査をした時点で一度評価をして、それで何らかの判断をする、そういうことを現段階では考えていなかったわけです。ある程度のボーリング調査や物理探査のデータを、それぞれの候補地点について一定のほぼ同様の情報として得た上で詳細調査の結果を評価した方がいいというのが当初の考え方でございました。環境省の方で頂いたご意見などを検討してそのへんの内容について考えるところがあるのかもしれませんが、私の個人的な意見としてはご指摘に対してこのように思っています。

司会：ありがとうございました。大変皆さんありがとうございました。お時間となりましたのでこれもちまして本日のフォーラムを終了させていただきたいと思っております。なお環境省では指定廃棄物の問い合わせ窓口というのを開設してございますので、パンフレットに記載がございますのでご覧いただきたいと思っております。本日はご参加、誠にありがとうございました。